## 議案第67号

利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

利根町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年利根町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「第3号ア」を「前号ア」に改め、同号イ中「第3号 イ」を「前号イ」に改める。

第5条第1項中「第4条」を「前条」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を加え、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項」を「同条第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項ただし書中「、前項第1号に規定する基準額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定の例によるものとし」を削り、「前項第2号」を「前項第1号」に、「あたって」を「当たって」に、「前項第3号」を「前項第2号」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項」を「同条第2項」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」を「同施行令」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従 前の例による。

令和5年12月4日提出

利根町長 佐々木 喜 章

## (提案理由)

医療福祉費支給に関して, 妊産婦区分の支給制限を廃止することに伴い, 関係する条文を改めたいので提案する。